

## 「自治体デジタル人材確保支援事業」応募要領

## 1 趣旨

全国的にデジタル人材が不足する中で、特に小規模な団体を中心に人材の不足が深刻であり、単独で人材を確保することやDXの取組を推進することは困難な状況にある。これを踏まえ、令和7年6月13日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、全ての都道府県が市町村と連携したDX推進体制（以下「推進体制」という。）を構築し、その中で、市町村が求めるDX支援のための人材プール等の必要な機能を確保できるよう、総務省として支援の強化を図っていくことが盛り込まれた。

構築していく推進体制の規模・水準については、地域の実情に応じ、様々な形態が想定される一方、先進自治体の事例も踏まえ、次の4つの機能が必要である。

### <推進体制に必要な4つの機能>

- ① 都道府県と市町村による会議体の設置
- ② 市町村の状況の継続的な把握
- ③ 市町村支援のための専門人材の確保（常勤のアクセラレータを中心とした人材プール）
- ④ システム共同調達など推進体制下での取組テーマの設定

推進体制の中心となる人材プールについては、多くの市町村で継続的かつ直接的に実務を行う人材が求められており、地方公務員法における服務規定に基づきつつ、複数年度に渡って業務を行うことのできる常勤職員としての任用を中心に行っていく必要があり、具体的には以下のようないくつかの実務経験・スキルを持ち合わせた人材（以下「アクセラレータ」という。）を、今後数年間をかけて全国で500名確保することを目標としている。

### <アクセラレータの要件（「総務省 自治体DXアクセラレータ」運用要綱）（抄）>

第二条 アクセラレータは、次の各号のいずれかの要件に該当する個人で、かつ、

都道府県により主として市町村のDXを支援するため確保されたもの（以下「市町村DX支援職員」という。）をいう。

一 民間企業、地方公共団体等においてデジタル分野に係る実務経験を五年以上有すること。

二 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条第二項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のうち、情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第三条第二項第三号に規定する高度試験（ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験及びシステム監査技術者試験）のいずれかに合格していること。

三 前号と同等以上の知見を有すること。

一方、推進体制の構築・活用については、都道府県によってばらつきが見られ、特に、アクセラレータ確保済みの都道府県は 23 団体、アクセラレータ数は全国で 60 名に留まっている（令和 7 年 12 月時点）。多くの都道府県が、適切な人材がいないことや、人材像・ジョブディスクリプションの明確化といった点に課題を抱えている状況である。

本事業は、推進体制を活用して市町村 DX 支援に取り組む都道府県に対する伴走支援等を通じて、推進体制の一層の強化と活用促進を図ることを目的としている。

## **2 募集する事業**

### **(1) 対象団体**

市町村の DX 支援のための人材プールの構築や活用に課題を抱えており、支援を必要としている都道府県

※ 原則として「手上げ式」による支援を進めることとしているが、昨年度や今年度実施している都道府県向けヒアリング等の内容も踏まえ、「プッシュ型」で支援を進めることも検討している。

### **(2) 対象事業**

推進体制の構築が全国的に進められている中、推進体制の実効性を高めるためには、都道府県における人材プール機能を強化し、当該推進体制を実際の DX の取組に活用していく必要がある。人材プール機能の強化に当たっては、都道府県が市町村のニーズを踏まえ、アクセラレータのジョブディスクリプションを明確化する必要がある一方、市町村のニーズ把握や支援対象業務の具体化に課題を抱えている都道府県も少なくない。

そこで、ジョブディスクリプション明確化のハードルを下げ、都道府県が人材プール機能の拡充及び人材プールを活用した市町村支援に積極的に取り組めるよう、①人材プール機能強化のための人材確保に関するノウハウを提供するとともに、総務省が指定する②重点テーマに沿った市町村 DX 支援に対する伴走支援を実施する。

伴走支援の実施にあたっては、総務省、委託事業者及びデジタル人材の確保や重点テーマに関する専門的知見及び自治体支援の豊富な経験を有する有識者等（以下、①についての有識者を「人材確保アドバイザー」、②についての有識者を「重点テーマアドバイザー」という。）が連携して、選定団体に対して具体的かつ実効性の高い助言を行う。

支援対象の取組は、以下のとおり。

#### **①人材プール機能強化のための人材確保**

都道府県が市町村支援に必要とする人材像を明確化した上で、必要な人材プールの規模（アクセラレータの人数を含む）及び管理・運用方法等を検討し、アクセラレータ採用計画を策定する。当該計画に基づき、効果的なデジタル人材の採用活動を行う。

## **②重点テーマに沿った市町村DX支援**

総務省が、特に都道府県と市町村が連携して取り組むべきテーマを提示する（以下、「重点テーマ」という。）。重点テーマは以下のとおり。

### **<重点テーマ>**

- A) システムの共同調達
- B) 自治体フロントヤード改革の推進
- C) 職員の業務改善に向けた庁内DXの推進
- D) データ利活用
- E) 市区町村のデジタル人材の確保・育成に係る方針の策定支援
- F) 自治体のAIの利用促進

選定団体の応募に当たって、都道府県が、市町村と連携して取り組むテーマを重点テーマから一つ選択する。

選定団体が選択した重点テーマに沿った市町村DX支援を実施する。

## **(3) 支援内容**

各都道府県は上記①の人材確保及び上記②の重点テーマから一つ選択したテーマの取組について、支援を受けることができるものとする。

支援内容は以下のようないものを想定している。

### **①人材プール機能強化のための人材確保についての支援内容**

- ・ 市町村が求める人材像・業務の明確化（ジョブディスクリプションの明確化）
- ・ 市町村ニーズに対応した人材プールの全体像の検討（都道府県として確保すべき人数・確保方法の明確化）
- ・ 選定団体における人材確保計画の策定支援  
※ 伴走支援終了後も、選定団体が継続的に人材確保に取り組めるよう、当年度に限らず、次年度以降の中期計画の作成も支援する。
- ・ 人材プールを活用した市町村支援方法の検討  
※ 都道府県職員が市町村現地で支援を行う場合の市町村側での受入体制整備に関する助言を含む。
- ・ 人材の管理体制の整理  
※ 確保した人材の中長期的なキャリアパス（スキル向上、経験蓄積、将来の処遇等）に関する助言を含む。
- ・ 採用工程の検討・補助 等  
※ 必要に応じ、民間の採用支援サービス・ツールの活用に関する助言、募集要綱の作成補助、応募者選考に関する助言等を行う。

なお、支援実施にあたっては、人事・財政担当部局との連携が特に必要となることから、都道府県のDX担当部局・人事・財政担当部局との総合調整支援も実施する。

## **②重点テーマに沿った市町村DX支援についての支援内容**

- ・ 支援市町村の選定の補助
  - ・ 支援市町村における課題の深堀（市町村ヒアリングを含む）
  - ・ 課題に対応したソリューションの提示
  - ・ 支援市町村ごとの取組計画策定の支援
- ※ 伴走支援終了後も選定団体が継続的に市町村支援に取り組めるよう、当年度に限らず、次年度以降の中期計画の作成も支援する。
- ・ DXの取組の実施に係る各種支援
  - ・ 都道府県・市町村の役割分担や実行管理方法についての検討補助
  - ・ その他、専門的知見に基づく、都道府県・市町村・アクセラレータ間のコミュニケーション支援や相互調整 等

なお、支援にあたっては、選定団体においてアクセラレータが既に確保されている場合、当該アクセラレータへの市町村支援ノウハウの提供を目的として、当該アクセラレータとも協働して市町村支援を実施する。

## **3 経費負担**

### **(1) 伴走支援の実施に係る経費**

総務省が負担する。

### **(2) 伴走支援を受けて、都道府県及び支援対象市町村において実施する事業に要する経費 (市町村支援のために確保するデジタル人材の任用等に要する経費を含む。)**

当該都道府県及び支援対象市町村が負担する。

※ 発生した地方負担においては、「都道府県が自治体DXアクセラレータの要件を満たす人材を常勤職員として雇用した場合の普通交付税措置」や「都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材確保に係る特別交付税措置」等も加味すること。

## **4 実施期間**

本事業における伴走支援は、採択の通知の日から令和8年3月16日（月）までの間ににおいて、都道府県が実施可能な取組を対象として行うものとする。

## **5 応募方法**

本事業による伴走支援を希望する都道府県は、支援を受けることを希望する重点テーマ等を応募書類（8 参照）に記載して応募する。

なお、採択はおおむね 5 団体程度を想定している。

- ※ 1 総務省地域力創造グループ地域情報化企画室において、外部有識者も交えつつ、申請内容を審査し、本事業による伴走支援の対象とする団体を採択するものとする。
- ※ 2 総務省は、採択されなかった都道府県についても、採択された都道府県の同意を得た上で、支援内容の速やかな共有を行うものとする。

## **6 応募内容の確認・修正**

評価は提出された応募書類によって書面審査を行うことを原則とするが、必要に応じて、追加資料の提出やヒアリング等を実施することがある。

また、採択後、必要に応じて応募内容について修正等を行うことがある。

## **7 課題報告会の実施**

伴走支援の実施に当たって、選定団体における課題や支援ニーズについて、総務省及び委託事業者がより正確に把握するため、採択後、選定団体・総務省・委託事業者が一同に会する課題報告会を実施することを予定している。

課題報告会は、オンライン開催とし、選定団体が、自団体の課題、重点テーマ選択理由、伴走支援による目標等について発表するものとする。

- ※ 課題報告会の詳細については、委託事業者との調整の上、応募の意向が確認できた都道府県に対し、追って連絡する。
- ※ 応募書類及び課題報告会の内容を元に、委託事業者が、伴走支援開始までに、選定団体と人材確保アドバイザー・重点テーマアドバイザーのマッチングを行う。

## **8 応募書類**

以下の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。

- ① 別添 1（ワード形式）：応募書（鑑文）
- ② 別添 2（ワード形式）：応募書（詳細）
- ※ 人材確保についての取組状況・課題及び希望する重点テーマ等について
- ③ 補足資料（様式自由）

## **9 募集期間**

募集開始の日から令和 8 年 2 月 20 日（金）17 時までの間に提出すること。

## **10 提出方法**

応募書類については、電子ファイルをメールで提出すること（メールアドレスは 14 を参照。）。

## **11 スケジュール（予定）**

本事業のスケジュールは、おおむね以下のとおり想定している。

- ① 応募期間 （募集開始の日～令和8年2月20日（金））
- ② 採択 （3月上旬）
- ③ 課題報告会 （3月中旬）
- ④ 伴走支援実施（4月～令和9年2月中旬）
- ⑤ 中間報告（5月・9月頃）
- ⑥ 最終報告（令和9年2月下旬頃）※最終報告会実施後、成果報告書の提出あり

## **12 成果報告書**

### **(1) 提出物**

- ① 成果報告書（概要版及び詳細版）
  - ② 事業実施に当たり作成した資料
- ※ 成果報告書については、原則公表するものとする。

### **(2) 提出方法**

メール提出（提出先のメールアドレスは14を参照）

## **13 留意事項**

本事業は、都道府県による市町村支援のための人材プールの構築に向けた取組に対し、総務省が支援するものであり、総務省が直接人材マッチングや紹介等を行う事業ではないこと。

## **14 問合せ**

総務省地域力創造グループ地域情報化企画室 <tiiki.jouhou@soumu.go.jp>